

令和 3 年 4 月 22 日
関東信越厚生局

元保険医療機関への対応について

令和 3 年 4 月 21 日、関東信越地方社会保険医療協議会に「元保険医療機関の指定の取消相当」について意見伺いをした結果、「取消相当が妥当」との建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下の取扱いとすることを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1 保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 医療法人社団 友翔会 矢野クリニック
- (2) 所 在 地 東京都中野区中野三丁目 28 番 21 号
キャッスル中野 1 階
- (3) 開 設 者 医療法人社団 友翔会 理事長 矢野 貴彦
- (4) 指定の取消相当地日 令和 3 年 4 月 23 日

※ 当該保険医療機関は、令和元年 9 月 19 日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【取消相当に至った経緯】

情報提供により、個別指導を実施したところ、外来診療や往診をしたとして、再診療等を請求しているが、診療録に診察についての記載がなく、診療報酬の請求根拠を確認できなかったため、当該医師に確認したところ明確な回答が得られなかったことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、診療報酬請求と実際の診療内容に相違が確認されたことから、平成 30 年 2 月 28 日から令和元年 9 月 5 日まで計 11 日間の監査を実施し、結果として「取消相当の主な理由」に記載した事実を確認した。

【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 実際には処置(ネブライザー)を行っていたにもかかわらず外来管理加算として、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

- (4) 保険医療機関の指定を受けていない場所で診療を行ったものについて、保険診療として、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (5) 他の制度へ費用を請求している予防接種又は健診について、基本診療料相当額の支払いを受けているにもかかわらず、保険診療を行ったとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (6) 予防接種又は健診を行い、他の制度へ費用を請求しているにもかかわらず、同日に一連に行った保険診療で重複して診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (7) 実際には創傷処置(100平方センチメートル未満)を行っていたにもかかわらず外来管理加算として、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (8) 患者本人を診察していないにもかかわらず、診察したものとして、外来管理加算の診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (9) 往診又は訪問診療を行った後に、その家族等が単に薬剤を取りに医療機関に来た場合であるにもかかわらず診察したものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正請求数、金額は次のとおり。

件数	410件
不正請求額	1,213,204円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。